

現職裁判官の期別・役職別の分布表

H29.12.1 金 時点

59期弁護士 山中理司(大阪)

*1 大規模地裁所長とは、東京地裁所長、横浜地裁所長、さいたま地裁所長、千葉地裁所長、大阪地裁所長、京都地裁所長、神戸地裁所長、名古屋地裁所長及び福岡地裁所長(9地裁)をいうものとし、大規模家裁所長とは、東京家裁所長及び大阪家裁所長(2家裁)をいうものとした。いずれも、高裁判終話を経験した後に就任するのが通例となっている所長ポストである。

ちなみに、法務省文書決裁規程(平成元年11月14日法務大臣訓令)4条及び別表によれば、検察庁の場合、東京地検・横浜地検・さいたま地検・千葉地検・大阪地検・京都地検・神戸地検・名古屋地検及び福岡地検(9地検)の次席検事の人事の決裁者は法務大臣であるのに対し、その他の地検次席検事の人事の決裁者は法務事務次官である。

* 2 大規模地裁支部長とは、支部長とは別に部総括が置かれる支部(14支部)の長をいい、中規模地裁支部長とは、恒常に部総括経験者が就任する支部(15支部)の長をいうものとした。

ちなみに、法務省文書裁決規程(平成元年11月14日法務大臣訓令)4条及び別表によれば、検察官の場合は、立川、川崎、沼津、堤、姫路、岡崎及び小倉の地検支部長(7支部)の人事の決裁者は法務大臣であるに対し、その他の地検支部長の人事の決裁者は法務事務次官である。